

# 資料

## 訳注 隋書刑法志(八)(完) (未定稿)

内田智雄

仁壽中、用法益峻、帝既喜怒不恒、不復依準科律、時楊素正被委任、素又稟性高下、公卿股慄、不敢措言、素於鴻臚少卿陳延不平、經蕃客館、庭中有馬屎、又庶僕籧上榜蒲、旋以白帝、帝大怒曰、主客令不灑掃<sup>(一)</sup>庭內、掌國以私戲汙敗官籧、罪狀何以加此、皆於西市棒殺、而榜棰<sup>(二)</sup>陳延、殆至於斃、

校 (一) 掃。百衲本・南監本・汲古閣本には「埽」に作る。(二) 榜。百衲本・南監本には「捶」作る。

仁壽年間<sup>(1)</sup>になると、法を用いることがいよいよ厳しくなった。帝は喜怒が常軌を逸していたので、法律に準拠しようとしなかった。時あたかも楊素<sup>(2)</sup>は帝に信任せられていたが、彼はまた自分の感情のままに<sup>(3)</sup>、賞罰をほしいままにしたので、公卿はおそれおののいて、口出しをしようともしなかった。楊素は鴻臚少卿の陳延<sup>(4)</sup>と仲がわるかつたが、蕃客館<sup>(5)</sup>を通ったところ、庭に馬糞がおちており、また下役人どもが毛氈の上で榜蒲<sup>(6)</sup>の遊びをしていたので、引返して帝にそれを申し上げた。帝は大いに怒り、「主客令<sup>(7)</sup>が庭内を清掃せず、掌固<sup>(8)</sup>が自分らのなぐさみごとで、お上の毛

斃を汚損するとは、これ以上の罪状があるうか」といつて、これらの者をみな都の西市で棒殺し、陳延をむちで打ちすえて、ほとんど死ぬばかりにしてしまった。

## 注

① 仁寿年間。 601-604.

② 楊素。

訳注隋書刑法志(六)、一二二頁、注⑥参照。

③ 自分の感情のままに。

原文には「稟性高下」とあるが、通鑑(卷一七八)には「任情不平」とある。いまこれに従つて訳した。

④ 鴻臚少卿。

鴻臚寺の次官。六典(卷一八)によると、唐の鴻臚寺には卿

一人、從三品と、少卿二人、從四品下旧唐志には「下」を「上」に作る」とあり、これは北魏の太和十五年の制を承けたもので、北齊はこれを継承し、北周には小賓部下大夫一人があつたが、隋は北齊のそれを踏襲して、煬帝のとき少卿を二人に増置し、品階を降して從四品とした、とある。隋制を受けたとされる北齊の鴻臚寺の職掌については、同じく六典(卷一八)は次のように記している。卿一人、蕃客、朝会、

吉凶、弔祭を掌り、典客・典寺・司儀等の署の令丞を統べ

る、とある。

⑤ 陳延。

その伝を詳らかにしない。

⑥ 落客館。

外蕃の使節を接待する館舎。

⑦ 榆蒲。

一種のばくち。五つの骰を投じて馬を進めるゲーム。すでに後漢に行なわれ、六朝隋唐にも盛んに行なわれた。榆と蒲はともに植物の名であつて、その実が同形で異色であるので、むかし、骰に用いられたことから榆蒲の名ができたといわれる。和名ではかりうちという。

⑧ 主客令。

隋書百官志に「鴻臚寺は典客・司儀・崇玄の三署を統べ、各々令三人、崇玄には惟だ一人を置くを置く。典客署にはまた掌客十人あり、司儀には掌儀二十人等の員あり」とある。通鑑(卷一七八)の胡三省の注に、「鴻臚寺は典客の令を統ぶ、即ち主客なり」とあり、典客令はまた主客令といったことが知られる。

⑨ 掌固。

原文には「掌國」とあるが、掌固の誤りであろう。いま掌固として訳した。

大理寺丞楊遠劉子通等、性愛深文、每隨牙奏獄、能承順帝旨、帝大悅、並遣於殿庭三品行中供奉、每有詔獄、專使主之、候帝所不快、則案以重抵、無殊罪而死者、不可勝原、遠又能附楊素、每於塗中接候、而以囚明白之、皆隨素所爲輕重、其臨終赴市者、莫不塗中呼枉、仰天而哭、越公素侮弄朝權、帝亦不之能悉、

大理寺の丞<sup>①</sup>の楊遠や劉子通らは、酷法を好むたちの人であつたが、衛參<sup>がさん</sup>に加わって裁判を奏上することに、よく帝の意を汲んでそのとおりにした。帝は大いに喜んで、二人とも宮庭で三品の官人の列に加わって供奉するようさせ、詔獄<sup>③</sup>をひらくごとに、もっぱらこれを掌らせた。彼等は、帝の好まない人物だと見てとれば、その罪を案じて重刑にあてたので、死罪でないのに死刑になるものが、数えきれなかつた。<sup>④</sup>楊遠はまたよく楊素にとりいり、いつも道で待ちうけては囚人の名を告げ、すべて楊素の命するとおりに罪を重くしたり軽くしたりした。死刑執行のために市場につれていかれる者は、道すがら冤罪を訴え、天を仰いで慟哭しない者はなかつた。このように越國公楊素<sup>⑤</sup>は朝權を侮りほしいままにしていたが、帝はそのことを詳らかに知るにいたらなかつた。

### 注

① 大理寺の丞。

大理寺の属官、六典（卷二八）の唐制によれば、大理寺には卿一人、少卿二人、正三人、丞六人、主簿二人、錄事二人等、以下多數の官屬がある。  
下略

通典（卷一七〇）には「大理寺丞」を「大理寺卿」に作っている。

② 衛參に加わつて。

原文には「隨牙」とある。通典（卷一七〇）には「隨衛」に作る。「牙」と「衛」は通用の文字であるが、「隨牙」の意味を明らかにしがたい。今しばらく上記のように訳して

おく。

③ 詔獄。

天子の詔を奉じて行なう特別の裁判。

④ 数えきれなかつた。

原文には「不可勝原」とあるが、通典(卷一七〇)には「不可勝言」に作る。いま通典に従つて訳した。

⑤ 越國公楊素。

楊素の伝は、訳注隋書刑法志八、一一一頁、注⑥参照。

煬帝即位、以高祖禁網深刻、又敕脩律令、除十惡之條、時升稱皆小舊二倍、其贖銅亦加二倍爲差、杖百則三十斤矣、徒一年者六十斤、每等加三十斤爲差、三年則一百八十斤矣、流無異等、贖二百四十斤、二死同贖三百六十斤、其實不異開皇、舊制、豐門子弟、不得居宿衛近侍之官、先是蕭巖以叛誅、崔君綽坐連庶人勇事、家口籍沒、巖以中宮故、君綽緣女入宮愛幸、帝乃下詔、革前制曰、罪不及嗣、既弘至孝之道、恩由義斷、以勸事君之節、故羊鮒從戮、彌見叔向之誠、季布立勳、無預丁公之禍、用能樹聲往代、貽範將來、朕虛己爲政、思遵舊典、推心待物、每從寬政、六位成象、美厥含弘、一眚掩德、其非謂也、諸犯罪被戮之門、朞已下親、仍令合仕、聽預宿衛近侍之官、

煬帝<sup>ようだい</sup>は即位すると、高祖の法禁が苛酷であつたので、また勅して律令を改訂し<sup>②</sup>、十惡の条項に削除を施した。<sup>③</sup>當時、升<sup>ますめ</sup>や称<sup>はかり</sup>が、みな昔のものに比べて三分の一に縮少していた。<sup>④</sup>贖銅の斤量も、また、もとの額に二倍<sup>⑤</sup>を加えることにし、それぞれに段階を定めた。<sup>⑥</sup>すなわち杖一百は三十斤である。徒刑一年は六十斤で、一等級ごとに三十斤を加えて段階となし、徒刑三年は百八十斤である。流刑には等級を設けず、贖銅は一律に二百四十斤で、二種の死刑は、ともに贖銅が三百六十斤である。しかしその実質は、開皇の時と異なるところがなかつた。旧制では、罪人を出した家の子

弟は、禁中の宿衛や天子の近侍の官につくことができなかつた。かつて、蕭巖<sup>(8)</sup>は叛のかどで誅戮せられ、崔君綽<sup>(9)</sup>は庶人の勇の事件<sup>(10)</sup>に連坐して、いずれの家族もお上に没入せられた。しかし巖は皇后と血縁があつたので、また君綽はその女が宮中に召されて帝に愛幸せられていたので<sup>(11)</sup>、彼等の家族を救うために、帝は詔を下して、以前の制度を改めて次のようにいった。

「罪を子孫に及ぼさないのは、祖先の祭りを絶やさないようにさせて、孝行の道を弘めるものであり、罪人と家族のつながりを義にもとづいて断ち切るのは、縁坐をまぬがれさせて、君主に仕える忠節の心をはげますためである。故に羊舌鮒は誅戮せられたが、兄の叔向<sup>(12)</sup>は縁坐をまぬがれさせて、その誠直がますますあらわれることになり、また季布が勳功を立て得たのは、弟の丁公の禍に縁坐しなかつたからである<sup>(13)</sup>。このようにして、叔向や季布は古の世に名声をうち立て、後の世に手本を残すことができたのである。朕はおのれを虚しくして政治を行ない、古のおきてに従うよう心がけ、誠心をつくして万民に対し、いつも寛やかな政治を行なうように努めている。六爻でもってさまざまの象をあらわす易においても、含弘の徳を讃美しており<sup>(14)</sup>、ただ一度の罪過ですべての功績を打消してしまうのは、まさに心がけのないことである。以後、およそ罪を犯して誅戮された者の一族でも、期服以下の親族は、仕官してもよいこととし、禁中の宿衛や天子の近侍の官に加わることを許す」と。

### 注

① 煙帝。

隋の第二代の天子(604—617)、名は広。文帝の即位とともに晉王となり、行軍元帥として陳を滅し、隋の天下統一を

達成した。邪知と策謀にたけ、開皇二十年(600)には兄の楊勇を失脚させ、これに代って皇太子となり、ついで権臣の楊素と結んで仁寿四年(604)に病床の高祖を殺害して帝位についた。大業十三年(617)、長安に攻め入った李淵

(唐の高祖)は煬帝を尊んで太上皇とし、楊侑(恭帝)を立てて帝とした。翌年、煬帝は令孤行達のために殺された。

時に年五十。

- ⑤ 二倍。  
通典(卷一六四)には「三倍」に作る。

② 高祖の法禁が苛酷であったので、また勅して律令を改訂し。

し。

通鑑(卷一八〇)はこれを大業二年(606)の冬十月のこととしている。

③ 十惡の条項に削除を施した。

唐律(名例)十惡の疏議に、「<sup>上略</sup>開皇創制、始備此科、酌於舊章、數存於十、大業有造、後更刊除、十條之内、唯存其八、武德以來、仍遵開皇、無所損益」とある。「後」の字は、<sup>清憲</sup>本、<sup>俗南</sup>闕本その他の諸本には「復」に作る。然し十惡のうち、どの条項を削ったのか明らかにしがたい。

④ 当時、升や称が、みな昔のものに比べて三分の一に縮少していた。

徂徠の「度量衡考」によると、「通典に曰く、隋制では、前代の三升は今の一升に當る」とあり、また「通典に曰く、隋制では、前代の三兩は今の一兩に當る」とある。さらに「又曰く、

梁・陳は古稱に依る。齊は古稱の一斤八兩を以て一斤となし、周の玉稱の四兩は、古稱の四兩半に當る。開皇は、古稱

- ⑦ 二種の死刑。  
当時、死刑は絞と斬の二種であった。

⑧ 薩嚴。

これは量衡の変改によるものであつて、実質的な重量の加重でないことは、下文に「その實質は開皇の時と異なるところがなかつた」とあることによつて明らかである。

の三斤を以て一斤となす。大業中に古稱に依復す」とある。煬帝紀には「度量權衡を改め、並に古式に依る」と記している。

字は仁遠、蘭陵の人。父の聰<sup>き</sup>は梁の武帝の孫、昭明太子統の第三子である。嚴は侍中、荊州刺史、尚書令、太尉、太傅を歴任して、陳に仕えて平東將軍・東揚州刺史を授けら

- ⑥ 獻銅の斤量も、また、もとの額に二倍を加えることにし、それぞれに段階を定めた。

これを表示すれば次の通りである。

刑	贋銅の斤量	
	開皇の制	大業の制
笞	10	1斤
杖	100	10斤
	一年	20斤
	一年半	30斤
	二年	40斤
	二年半	50斤
	三年	60斤
徒		
	1000里	80斤
	1500里	90斤
	2000里	100斤
流		
	絞	120斤
	斬	360斤
死		

れ、陳が亡ぶに及んで、百姓に推されて主となり、隋の軍を防いだが、宇文述に破れて長安で法に伏した。刑法志に「嚴以叛誅」とあるのは、このことをさしていつたものであるが、その家族については伝に記するところがない。然し刑法志の文によつて判すれば、嚴のみ長安で誅戮せられ、家族は籍没せられるにとどまり、比較的寛刑に浴したものと思われる。

⑨ 崔君綽。

君綽の伝は明らかでないが、高祖の長子、勇の事件に関連して、罪まさに極刑に処すべきものとせられた車騎將軍閻毗ら四人の中の一人として、東郡公崔君綽の名が房陵王勇の伝にあげられている。然し四人とも、高祖の温情によって特に死を免ぜられ、おののおの杖一百、本人および妻子、資財田宅は悉く官に没入せられたことが、同じく房陵王勇の伝に見えている。

⑩ 庶人の勇の事件。

庶人の勇とは房陵王勇のこと。勇の字は覗地伐、高祖文帝の長子である。高祖受禅ののち皇太子となり、軍國の政事、および尚書奏するところの死罪以下の刑については、悉く勇をして参決せしめた。然しのち勇が礼制に乖いたかどで恩寵漸く衰え、また不肖不才にして帝業を嗣ぐに値いせずと目され、獻皇后もまた次子の晉王広を愛し、楊素と謀つて勇の非行を探つて高祖に告げた。そのため開皇二十年

(600) 十月、勇の一族にして王・公主となる者は、悉く廃して庶人となし、晉王広を立てて太子とした。のち高祖は病床にあって、勇の非行が讒言や策謀に出たものであることを知り、使者を派して勇を呼び返さんとしたが、いまだ使者を発しないうちに崩じた。太子広は、高祖の喪を秘するとともに、偽つて高祖の勅を作り、勇に死を賜い、房陵王と追封して、その後嗣を立てしめなかつた。

⑪ 嚴は皇后と血縁があつたので。

厳の兄は歸（梁の明帝）といい、煬帝の皇后蕭氏はその女である。従つて嚴は蕭皇后の叔父にあたる。

⑫ 君綽はその女が宮中に召されて帝に愛幸せられていたので。

そのもとづくところを詳らかにしがたい。

⑬ 故に羊舌鮒は誅戮せられたが、兄の叔向は縁坐をまぬがれて、その誠直がますますあらわれることになり。

左伝の昭公十四年の記事にもとづく。晉の邢侯が雍子と酈の田地の所有権を争つていたが、判官の士景伯が楚へ行ったので、叔魚（羊舌鮒）が判官の代理をした。それで執政の韓宣子が叔魚に命じてこの事件を裁かせたところ、罪は雍子にあつたのに、雍子から娘をおくられた叔魚は罪を邢侯に着せた。邢侯は怒つて叔魚と雍子とを朝廷で殺した。韓宣子がその罪を叔魚にたずねると、叔魚は次のように答えた。「三人は同罪である。生きている者には刑を加え、

死んだ者には死体に罰するがよい。雍子は自分の罪を知っていたので、賄いして無罪を買い、叔魚は裁判を売りものにし、邢侯は勝手に人を殺した。その罪はみな同じである。夏書にも『昏と墨と賊とは殺す』とあるが、これは臯陶の刑である。これに従うこととしたい」と。韓宣子はこの意見に従つて、邢侯を殺し、雍子と叔魚の屍を市場にさらした。孔子はこれを評して、叔向は刑を定めるのに弟の叔魚に私せず、まことに古の遺直である、と称えたという。

これが左伝の記事の大要であるが、ここでは、叔向が弟の叔魚（羊舌肸）の罪に縁坐せしめられなかつたので、その遺直がますます明らかとなつた、という意味で用いられたものと思われる。

(14) また季布が勲功を立て得たのは、弟の丁公の禍に縁坐しなかつたからである。

季布は楚の人、任俠をもつて知られた。初め項羽の将となり、しばしば漢軍を苦しめた。項羽が滅びると、高祖は千金の賞をかけて季布を探し求めたが、季布は奴隸に身をやつして魯の朱家にかくれていた。のち高祖は彼を許して郎中に任じ、惠帝のとき中郎将となつた。このとき呂後の匈奴征伐をとどめて漢を安泰ならしめた。また河東太守で

あつた時、天子が臣下の毀譽褒貶に左右されるならば、天下の識者にその見識のほどを疑われるであろうことなどを説いて、漢朝に尽すところが大であつた。

丁公は季布の同母異父の弟で、楚の將軍であつた。丁公は項羽の将として高祖を逐い、彭城の西でこれを苦しめたが、危くなつた高祖の言によつて、丁公はこれを見逃して助けた。項羽が滅びたのち、丁公は高祖に謁見したが、高祖は丁公を軍中に引きまわした上、「丁公は項王の臣下として不忠であつた。項王に天下を失わしめた者は丁公である。後世、人臣たる者は丁公を見習つてはならぬ」とつて、ついに丁公を斬つた。

かく丁公は不忠の臣として斬殺せられたが、季布はその兄弟でありながら連坐せしめられなかつたので、漢朝の忠臣としてその勲功を立て得たことをいったものである。

(15) 六爻でもつてさまざまの象をあらわす易においても、含弘の徳を讃美しております。

六爻とは易の陰陽をあらわす六個の卦爻のこと。「含弘」とは、易の坤の卦にあることばで、万物を包藏するような広大な徳のことをいう。

三年、新律成、凡五百條、爲十八篇、詔施行之、謂之大業律、一曰名例、二曰衛宮、三曰違制、四曰請求、五曰戶、六曰婚、七曰擅興、八曰告劾、九曰賊、十曰盜、十一曰鬪、十二曰捕亡、十三曰倉庫、十四曰廄牧、十五曰關市<sup>(一)</sup>、十六曰雜、十七曰詐偽、十八曰斷獄、其五刑之内、降從輕典者、二百餘條、其枷杖決罰訊囚之制、並輕於舊、是時百姓、久厭嚴刻、喜於刑寬、

校 (一) 三。南監本には「二」に作る。(二) 關市。南監本・汲古閣本には「鬪市」に作る。

大業三年に新律ができた。ぜんぶで五百条で、十八篇とした。詔してこれを施行し、名づけて大業律といつた。一は名例、二は衛宮、三は違制、四は請求、五は戸、六は婚、七は擅興、八は告劾、九は賊、十は盜、十一は鬪、十二は捕亡、十三は倉庫、十四は廄牧、十五は關市、十六は雜、十七は詐偽、十八は断獄であつた。五刑のうちで、それは捕亡、十三は倉庫、十四は廄牧、十五は關市、十六は雜、十七は詐偽、十八は断獄であつた。五刑のうちで、それを降してより軽い刑罰を行なうことにしたものが二百余条あり、枷杖、決罰、訊囚の制は、いずれも従来より軽くなつた。當時、民は長いあいだ厳酷な法に堪えかねていたので、刑罰のゆるやかになつたことをよろこんだ。

注

① 大業三年。 607.

② 加杖、決罰、訊囚の制。

枷杖はその重さや太さについて、決罰は罪人を打つ杖数など

について、訊囚は囚人の訊問の仕方について、それぞれ定められた規定のこと。なお訊囚に用いる攻め道具やその方法については、訳注隋書刑法志(四)、一五九頁、および(四)、一一九頁参照。

後帝乃外征四夷、内窮嗜慾、兵革歲動、賦歛滋繁、有司皆臨時迫脅、苟求濟事、憲章遐棄、賄賂公行、窮人無告、聚爲盜賊、帝乃更立嚴刑、敕天下、竊盜已上、罪無輕重、不待聞奏皆斬、百姓轉相羣聚、攻剽城邑、誅罰不能禁、帝以盜賊不息、乃益肆淫刑、九年又詔、爲盜者、籍沒其家、自是羣賊大起、郡縣官人、又各專威福、生殺任情矣、及楊玄感反、帝誅之、罪及九族、其尤重者、行轡裂梟首之刑、或磔而射之、命公卿已下、齧噉其肉、百姓怨嗟、天下大潰、及恭帝卽位、獄訟有歸焉。

校 (二) 攻剽。南監本には「剥掠」を作る。

ところが、そののち帝は、外は四方の夷狄を征伐し、内は嗜欲の限りをつくし、戦争は年ごとに行なわれ、租税の取立てはますます繁くなつた。係りの役人はみなその場当たりに民を脅迫し、ただ事を果しさえすればよいと心得るだけで、国法は棄てて顧られず、賄賂は公然と行なわれ、窮迫した民は訴え出るすべもなく、徒党を組んで盜賊となつた。そこで帝は、更めて厳刑を設けて、天下に勅を下し、竊盜以上は、罪に輕重の別なく、上奏するまでもなく、すべて斬刑にすることにした。ところが、民はますます徒党をなし、都市農村を攻めて掠奪し、刑罰をもってしても禁絶することができなかつた。帝は盜賊が絶えないので、行き過ぎた刑罰をますます乱用するようになつた。

九年にまた詔を下して、盜をなす者は、その家族や財産を官に没収することにした。これ以後、群賊が盛んに蜂起し、そのうえ郡県の役人は、ほしいままに権力をふるい、生殺を意のままに行なつた。

楊玄感<sup>(2)</sup>が反乱を起すと、帝はこれを誅殺し、罪が九族にまで及んだ。その特に罪の重い者は、轢裂・梶首の刑を行ない、あるいは磔<sup>はりつけ</sup>にしておいてこれを弓で射させ、公卿以下の者に命じて、その肉をこま切れにして食わせた。

民は怨み嘆いて、天下は乱れに乱れた。恭帝<sup>(3)</sup>が即位するに及んで、刑罰制度も秩序をとりもどした。（完）

## 注

① 九年。

大業九年のこと、613.

② 楊玄感。

楊素の子、弘農華陰の人。父の功によつて柱国に至り、初

③ 恭帝。

名は侑、煬帝の孫。大業十三年(617)、長安に攻め入った

李淵(唐の高祖)に擁立されて即位し、翌年、煬帝が江都で  
死文化及らに殺されるにおよんで、李淵に迫られて帝位を  
譲り、鄼国公とされた。武徳二年五月、王世充のために殺  
されれた。時に年十五(605-616)。

その命を絶つた。時に大業十一年(615)八月のことである。

玄感の屍は長安の東都の市に磔すること三日、また變して  
これを焚き、玄感の姓を梶氏と改め、その一族は斬殺せら  
れた。